

(1)

**元年12月1日**  
**No.147**  
**発行**  
一般社団法人  
練馬西青色申告会

**ねりま西 青色だより**

〒178-0063 東京都練馬区東大泉4-16-3 電話 5387-6211 FAX 5387-6222

11月15日（金）税を考える週間の一環として、練馬西税務署山元署長講演と税務講習会を開催しました。第一部の署長講演の演題は、「不良債権回収と滞納整理の歩み」と、題し、21名の出席者をいたしました。

始めに、署長の経歴の中で、民間企業である「預金保険機構への出向」が、一旦税務署を退職されて行かれたというお話を聞いて、ビックリしました。その出向での体験談は、刑事さながらの体験をされ、その時のご苦労があつての今なかと痛感した次第です。

滞納状況は、平成10年28,149億円をピークに平成30年度は、8,118億円に減少していること。昭和61年3月からバブルが始まり、平成3年3月バブル崩壊、平成7年の阪神淡路大震災、住宅専門貸付会社（住専問題）のお話、そして、冒頭に登場した預金保険機構でのお話、住宅金融債権管理機構社長中坊公平さんが有名であるが、整理回収機構発足のお話、平成14年からは「いざなみ景気」となり、平成20年のリーマンショックは記憶が新しいところである。そういう歴史を振り返るいいお話をいただきました。最後は、滞納処分の最終段階として、国が

差し押さえた財産の「インターネット公売」での売却価額のお話で盛上り、第一部の署長講演は終了となりました。

第二部では、個人課税第一部門樋口上席調査官を講師に、16名の出席者をいただき、今年の税制改正から住宅ローン控除の拡充（10年から13年）のお話、特にだき、今年の税制改正から住宅ローン控除の拡充（10年から13年）のお話、特に

部の署長講演は終了となりました。

第三部では、個人課税第一部門樋口上席調査官を講師に、16名の出席者をいただき、今年の税制改正から住宅ローン控除の拡充（10年から13年）のお話、特に

## 第五回 練馬西税務署 署長講演 & 税務講習会開催

税を考える週間の一環として



税務講習会風景

だきました。山元署長はじめ幹部の皆さんに紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。高橋

公務ご多忙のなかご講演ご協力をいただきました。山元署長はじめ幹部の皆さんに紙面をお借りして感謝申し上げますと共に、お忙しいなかご参加くださいました皆さまに深く感謝申し上げます。高橋

十一月十四日（木）令和元年度納税表彰式が石神井公園区民交流センターで執り行われました。当会から、練馬西税務署長表彰状受彰者三名、感謝状受彰者二名、計五名の方が受彰されました。

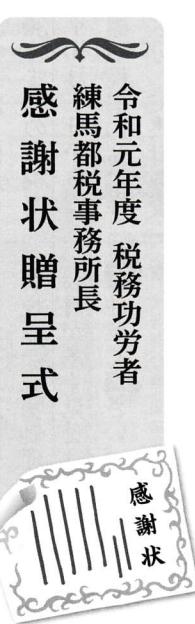
練馬西税務署長表彰状  
大場 恵子 殿  
千田 芳子 殿  
本橋 稔 殿  
岩間 充雄 殿  
福本 君男 殿

受彰者の皆さまおめでとうございます。  
今後の益々のご活躍を期待しております。

尚、税務広報協力等税務署長感謝状を石神井公園商店街振興組合 会長 八方清文殿が受彰されましたことを報告させていただきます。



## 練馬西税務署 納税表彰式



十一月一日（金）練馬都税事務所長感謝状贈呈式が、練馬都税事務所三階で執り行われました。当会から、関町一支部の田中文雄支部長が受賞されました。誠におめでとうございます。

# 確定申告等の注意点

## ★「確定申告のお知らせ」の送付

今年度も申告書、決算書は税務署から送付されません。代わりに「確定申告のお知らせ」が令和2年1月20日頃送付されますので決算時には必ずご持参して頂くようお願い致します。

掛金又は保険料を記載した書類をご持参ください。

書類が手元にない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べるようお願い致します。

## ★公的年金等

確定申告書には申告者本人、配偶者控除又は配偶者特別控除の対象となる配偶者、控除対象扶養親族、16歳未満の扶養親族、事業専従者となる方のマイナンバーを平成28年分以降から記入することとなりました。

なお、確定申告書を提出する事業主は次の書類をご持参くださいとあります。

- ・マイナンバーの通知カード又は免許証、パスポート、健康保険証などの身分証明書(コピー)
- ・小規模企業共済等掛金控除
- ・生命保険料控除(新生命保険料、旧生命保険料、新個人年金保険料、旧個人年金保険料)
- ・地震保険料控除

## ★満期保険金がある場合

生命保険金や損害保険金が満期となつた場合は、受け取った満期保険金、今までに支払った

なお、国民健康保険料は従来通り令和元年分の支払額を正確に計算してあれば、その支払いをした旨の書類を添付する必要はありません。

掛金又は保険料を記載した書類をご持参ください。

書類が手元にない場合はその書類を満期になった保険会社から取り寄せるかその金額を調べるようお願い致します。

★消費税課税事業者の有無等

平成29年分の課税売上高が一千万円を超える方は、令和元年分の確定申告で課税売上高が一千万円以下である場合でも課税事業者になりますので平成30年分、29年分、28年分の決算書・所得税の確定申告書・消費税の確定申告書を必ずご持参ください。

課税売上高には次の金額が含まれます。

- ・商品や製品の販売代金
- ・請負工事代金、サービス料等
- ・貸店舗や貸事務所の賃貸料
- ・業務に使用している建物、車両、機械、パソコンなどの減価償却資産の売却代金

次の控除を受ける場合にはこれらの方を支払いをした旨を証する控除証明書をご持参ください。

- ・国民年金保険料等(国民年金法の規定により被保険者として負担する国民年金の保険料及び国民年金基金の加入者として負担する掛金)の控除

## ★収入及び経費を集計する場合の注意点

令和元年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率が実施されました。よって課税事業者は次の点に注意してください。

「一般課税を選択している方」  
課税売上の金額及び各経費の金額を、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの旧税率8%、令和元年10月1日から12月31日までの標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

納付した又は還付を受けた消

費税額の記帳処理をしていない会員が多く見受けられますのでご注意ください。

## ★簡易課税を選択している方

課税売上の金額(2種類以上の業種をお持ちの方はその年分の課税売上の内訳をその業種ごとに区分した金額)を、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの旧税率8%、令和元年10月1日から12月31日までの標準税率10%、軽減税率8%に区分して集計して頂くようお願い致します。

## ★納付した又は還付を受けた消費税の処理

平成30年分の消費税の確定申告で消費税の確定申告書を提出した方は次の点にご注意ください。

- ・納付した消費税額で平成30年に未払金処理をしていない場合には、令和元年分の経費(租税公課)となります。

## ★会計ソフトの使用者に対するお願い

ブルーリターンA以外の会計ソフトを使用されている方は、会計ソフト使用による決算書の作成時間を迅速にするため、仕訳帳、現金出納帳、決算書(損益計算書や貸借対照表のことをいいます。)の1ページから4ページまでをプリントアウトしてものをご持参ください。

## ★税金の還付を受ける方

還付される税金の振り込まれる銀行名、支店名、預金の種類、口座番号を調べてください。

## ★事務局からのお願い

決算相談時間は会員1人当たり60分までとさせていただきまます。

～税を考える週間の一環として～

## 第一回 練馬西税務署 職員による 相続税講習会開催

11月11日(月)税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。講師には、練馬西税務署資産課課税第一部門上席国税調査官柴田直子様をお迎えしました。この税務署職員による講習会は初めての試みで、おかげさまで18名の参加者をいただきました。



税を考える週間の一環として、練馬西税務署職員による相続税講習会を開催しました。講習会は初めての試みで、おかげさまで18名の参加者をいただきました。税務署職員による講習会は初めての試みで、おかげさまで18名の参加者をいただきました。税務署職員による講習会は初めての試みで、おかげさまで18名の参加者をいただきました。

講習内容は、相続税の申告が必要な人のお話を始めまり、実際に相続税の申告書を記載するにはどこから書くのか。第11表の相続税がかかる財産の明細書から書きますよ!と、いきなり第1表から書こうとするとき書けませんよ!と実務経験を活かした漫才風のトークで、実際に見事なお話でした。詳細は、土地の路線価の見方から、建物は固定資産税の評価証明書を取ること、有価証券の評価の仕方から生命保険の非課税枠のお話、葬式費用はどこまで入るか等々、細かなお話をいただきました。

公務ご多忙のなか講師をいただきました柴田様幹部の皆様に紙面をお借りして感謝申し上げます。また来年も宜しくお願い申し上げます。(高橋)

みで、8名の参加者をいただきました。はじめに、収用の5,000万円特別控除を受けるには、三点セットが必要ですよ!から始まりました。三点とは、①収用証明書②公共事業用資産の買取り等の申出証明書③公共事業用資産の買取り等の証明書のことをいいます。ここで注意点は、申出をした日から半年以内であること。このチェックが必要のこと。それから5,000万円控除が受けられるかどうかのチェックシートに入りチェックしていく。問題は、対価補償になるか、移転補償になるか、というところでした。

また、収用等土地建物の譲渡があつた年の翌年は国保・介護保険・病院の負担割合等々高くなる可能性があるのでご注意ください。と、ご親切なお話もいただきました。

公務ご多忙のなか講師をいただきました柴田様幹部の皆様に紙面をお借りして感謝申し上げます。また来年も宜しくお願い申し上げます。(高橋)

### 第4回 相続対策セミナー 「遺言講座」開催

令和元年11月8日(金)青色申告会館にて「遺

## マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

※融資限度額：2,000万円  
※返済期間：運転資金7年以内  
設備資金10年以内

2020年3月31日の日本政策金融公庫受付分までです。

■利率：1.21% (2019年11月1日現在)  
※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)  
※他に練馬区の利子補給40%(3年間)  
※利用できる方：従業員20名以下  
(宿泊業、娯楽業以外の商業・サービス業は5名以下)  
※1年以上事業を行っている方  
※飲食業の設備資金も利用可能

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされます、審査の結果、ご希望に添えないことがあります。

**窓口専門相談** 本相談は、経営に関する相談に限定しております。  
会員・非会員の方問わず利用できます。

### 法律相談

毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)  
相談員：弁護士 相談無料

### 税務相談

1月～3月 毎週火曜日(3月第1、第2火曜日)  
4月～12月 每月第2火曜日  
午後1時～4時(30分単位) 相談員：税理士 相談無料

### 問い合わせ先

東京商工会議所練馬支部  
練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4F 区民・産業プラザ内  
TEL:3994-6521 FAX:3994-6589

中小企業経営者のみなさまへ

国が準備した  
セーフティネット

安心の材料を  
ご提供します。

※詳しくは、ホームページまたは  
パンフレットをご覧下さい

## 小規模企業共済制度

### 制度の特長

#### 1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

他にもこんな特徴があります。

●契約者貸付けの利用が可能な契約者(一定の資格者)の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

#### 2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

#### 3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

## 経営セーフティ共済

### 中小企業倒産防止共済制度の特長

#### 1 掛金の10倍の範囲内で最高8,000万円まで貸付け

「回収困難となった売掛金債権等の額」と「掛金総額の10倍に相当する額(最高8,000万円)」のいずれか少ない額となります。償還期間は共済金の貸付金額に応じて5年～7年(据置期間6ヶ月を含む)で毎月均等償還です。

#### 2 貸付条件は無担保・無保証人

共済金の貸付けは、「無担保・無保証人」「無利子」です。ただし、共済金の貸付けを受けますと貸付額の10分の1に相当する額が積み立てた掛金総額から控除されます。

#### 3 掛金は税法上損金(法人)または必要経費(個人事業)に

掛金月額は、5千円～20万円の範囲内(5千円単位)で自由に選べます。

## ～事業者のための～ キャッシュレス消費者還元事業説明会

10月28日(月)・29日(火)の2日間に亘ってキャッシュレス消費者還元事業説明会を開催しました。参加者は、初日が7名、二日目が3名でした。

講師は、東京青色申告会連合会和栗青年部長にお願いしました。

10月1日から、消費税率が10%に引き上がり、それに伴い消費の冷え込み防止のための国の施策ですが、2020年6月末までの9カ月間だけの実施ということで、どうしたらいいものか?!悩んでおられる方のために、また、一般常識として知っておきたい開催した次第です。

始めに、経済産業省が出しているビデオを見て研修をしました。5%還元となるお店は、中小・小規模の店舗等、2%還元となるお店は、フランチャイズチェーン店舗、ガソリンスタンド等があり、申請がおりたところには、5%還元のステッカーが配布され、スマホ等にも5%還元の店が掲載されるということで、取扱店になれば宣伝効果に繋がるのではないかと想いました。

中小・小規模事業主の加盟店登録手続きは、「ポイント還元窓口」とパソコン等で検索していただくと詳細が出てきますのでお調べ願います。

お忙しいなかご出席いただきました皆さま講師の和栗東青連青年部長に感謝です。

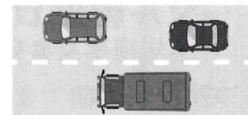
(高橋)



## 女性部主催 第2弾 東京地方裁判所傍聴



10月24日(木)、昨年に続き第2弾となる東京地方裁判所傍聴をいたしました。参加人数は18名で、男性もいらっしゃいました。



今回の裁判は『道路交通法違反』の第1回です。多数の女性傍聴人が席を埋めていたので、裁判官はじめ弁護人、検察官、被告人も驚いた表情を浮かべていました。

裁判が開始されると検察官が起訴状を読み上げ、内容に間違いがないかを被告人に確認させます。仕事先で無免許運転をして、警官に免許証提示を求められたところ逃亡したということでした。被告人は20代のフィリピン国籍の男性で、内縁の日本人の妻と子があり近々正式に結婚する予定でした。過去にも同じ無免許運転で捕まっていた、このままでは実刑を受けた後にフィリピンに強制送還されてしまいます。

被告人の仕事は現場職で、車で移動しなければなりませんが、無免許の者だけで行かされることも度々あったとのことです。最初に捕まった時に、妻に「二度と運転しない」と約束ましたが、その後も職場の雰囲気により運転するしかない状況になったといいます。車を運転することについての教育を受けられなかった家庭環境等を考慮しながら、二度と無免許運転をしない環境にできるか否かの話し合いになりました。弁護人側の証人である妻は「親戚の仕事を手伝えることになったので転職した上で自分が監視する」と話し、被告人自身も涙を流しながら反省し、妻と幼い子供の為にも無免許運転をしないと誓いました。また、免許を取得できる年数が経った後、きちんと運転免許を取りに行きたいと話しました。

判決は懲役5か月執行猶予3年と言い渡されました。それを受け、法廷内に安堵した空気が流れたように思いました。傍聴人の皆様も被告人に同情するところもあり、献身的な妻と子供のために、しっかり人生を歩んでほしいと感じたように見受けられました。

(事務局 高倉)

## 青年部主催 「ボウリング大会」開催

令和元年11月19日(火)に青年部主催によるボウリング大会を池袋ロサボウルにて開催し、12名の方にご参加いただきました。

ルールは2ゲームの合計得点による個人戦で1レーン4名ずつ投げていただきました。ゲーム中には経験者の方が初心者の方にアドバイスをする微笑ましい風景も見られました。

ゲーム終了後は簡単な懇親会を開きました。今回は幅広い年齢層の方にご参加いただき、様々な話題で盛り上がりいました。

最後に結果発表となりましたが、今回はなかなかハイレベルな戦いとなり1位が302点、2位との差は3点差でした。

ボウリング大会は毎年参加者の人数が少しづつ増えてきていますので、ご興味のある方は来年開催される際はぜひご参加ください。

(武藤)



## 青年部主催 第7回 「蕎麦打ち体験」開催

令和元年10月29日(火)に青年部主催による第7回「蕎麦打ち体験」を開催しました。

会場は信州そば「佐久」をお借りし青年部の紙谷副部長が講師を務めました。昼の部には8名、夜の部には6名の方にご参加いただきました。この日は雨でしたがご予約いただいた皆様には全員ご参加いただきました。

今回は初めて柚子蕎麦にチャレンジということでそば粉と中力粉を入れて混ぜた後に柚子を削って一緒に混ぜ合わせました。

出来上がった蕎麦は柚子の風味と香りが加わりいつもと一味違った仕上がりとなり、茹で上がった蕎麦を皆さんおいしそうに召し上がっていました。

蕎麦打ち体験は毎年10月の新蕎麦のおいしい時期に開催していますので、ご興味のある方はぜひともご参加ください。

最後になりますが雨の中ご参加いただきました皆様と、会場をお貸しいただきました紙谷家の皆様に感謝申し上げます。

(武藤)

